

「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」 について（案）

平成24年11月19日

1. 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれにより生じた津波は、我が国の発電用原子炉に対する安全設計基準の見直しが早急に必要であることを認識させた。発電用原子炉施設の耐震安全性の確認は、これまで旧原子力安全委員会が平成18年9月に改訂した耐震設計審査指針等（以下、「耐震指針等」という。）を用いて行われてきたが、今回の地震による知見等を踏まえ、旧原子力安全委員会は、約9ヶ月に渡る公開の場での検討を行い、津波に関する安全設計方針の明確化をはじめ、プレート間地震、プレート内地震の震源領域や地震規模等の不確かさ（ばらつき）の考慮に関する規定の追加などを内容とした耐震指針等の見直しを本年3月に行った。

先の通常国会において核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が改正された（以下、「改正原子炉等規制法」という。）ことにより、原子炉施設について災害防止上支障がないことの確認は原子力規制委員会が判断することとなった。これまで判断のための基準として用いられてきた旧原子力安全委員会の耐震指針等に代わり、法令に基づく安全設計基準を原子力規制委員会規則等として新たに策定する必要がある。

地震・津波に関する新安全設計基準は、4.に示すスケジュールにより策定していくことを予定しているが、基準骨子案を策定するため、担当の原子力規制委員、外部の有識者、原子力規制庁及び独立行政法人原子力安全基盤機構の職員により構成する「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」を組織する。検討チームによる検討は公開の場で行う。

2. 基準骨子案の検討方針

東北地方太平洋沖地震での知見を踏まえて旧原子力安全委員会が本年3月にとりまとめた耐震指針等の改訂案*の中で地震及び津波等に関する安全設計方針として求められている各要件は、今回新たに策定する基準の中でも重要な構成要素となるものと考えられる。新基準骨子案の策定にあたり、耐震指針等の改訂案にある安全設計方針の各要件についてあらためて分類・整理し、必要な見直しを行った上で基準骨子案の構成要素とする。

加えて、安全審査の高度化を図るために、次の事項について基準の中でさらに明

確化を図る観点から検討し、適切に基準骨子案に反映させる。

※「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（改訂案）」及び「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き（改訂案）」

(地震関係)

- ・三次元の地下構造を反映した地震動評価
- ・活断層がサイトの至近距離にある場合の不確かさを考慮した地震動評価
- ・耐震設計上考慮する活断層の認定方法
- ・サイト敷地内の断層の活動性評価、施設への影響評価 等

(津波関係)

- ・東北地方太平洋沖地震で得られた知見に基づく基準津波の策定
- ・敷地に津波を侵入させないとする安全設計方針の内容
- ・津波防護設備の性能要件 等

(共通事項)

- ・シビアアクシデント対策設備等に対する要件 等

3. 基準骨子案のイメージ

基準骨子案は、主に原子力規制委員会規則となる内容、及び規則の解釈となる内容として構成される。

4. スケジュール

平成 24 年 11 月

検討開始

(被規制者等からの意見も聴取)

(隨時、委員会に検討状況を報告)

平成 25 年 1 月

基準骨子案とりまとめ

(委員会に報告)

(パブリックコメント実施)

1~2 月

パブリックコメントを踏まえて基準骨子案を見直し

(委員会に報告)

丙第 81 号証

制定 平成 24 年 10 月 10 日 原規技発第 121010001 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聞くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等を次のように定める。

平成 24 年 10 月 10 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聞くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子力規制委員会は、原子力の規制に関して最終的な意思決定を行う主体であるが、当該委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、その参考として、外部の有識者（以下「外部有識者」という。）から意見を聞く場合において検討会等の中立性を適切に確保する必要がある。そのため、原則として議事、資料及び議事録を公開する等別に定めるところに基づいて透明性を高めることにより対応することを基本としつつ、利益相反に関連する可能性のある情報として、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報の公開を行うための運用等を定める。

2. 定義

この内規における用語及びその定義は次の表のとおりとする。

用語	定義
電気事業者等	<ul style="list-style-type: none">① 電力会社及びその子会社② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）の許認可対象となる実用発電用原子炉設備の製造事業者及びその子会社③ 上記①又は②の者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が①又は②の者である団体
当該電気事業者等	<ul style="list-style-type: none">① 電気事業者等の個別施設に係る事案の審査の当事者となる者

(原子炉等規制法の許認可対象となる実用発電用原子炉設備の
製造事業者を含む) 及びその子会社

- ② 上記①の者を含む同じ業種の者（以下「同業者」という。）か
ら運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が同業者で
ある団体

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

電気事業者等に対する原子力安全規制等に関し専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該外部有識者に別添1に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。

- ① 任命前直近3年間における電気事業者等の役員、従業者等の経歴の有無について
- ② 任命前直近3年間における同一の電気事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について
- ③ 任命前直近3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する電気事業者等からの寄附等の有無について（その提供者及び金額も記載のこと。）

4. 除外要件とする事項

原子力安全規制に係る一般的な事案ではなく、電気事業者等の個別施設に係る事案（以下「個別事案」という。）に関し専門的見地から意見を求める外部有識者を検討会等の構成員として任命するときは、当該有識者に別添1に従い、上記③. ①から③のいずれか該当するものについて自己申告を求めるに加え、更に当該有識者に別添2に従い、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて自己申告を求め、いずれにも該当しない者のうちから外部有識者を選定し、構成員として任命するとともに、任命後、それらの情報を公開する。ただし、個別事案により意見を求める特定の専門分野の外部有識者が限られている場合など、相当の事由があると原子力規制委員会が認めるものについては、この限りではない。

なお、その場合については、その事由を公開する。

（1）個別施設の安全性を新たに審査する場合

- ① 任命前直近3年間における当該電気事業者等の役員、従業者等の経歴の有無について
- ② 任命前直近3年間における同一の当該電気事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

（2）個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合

- ① 上記（1）に加え、過去の当該個別事案に係る審査への関与の有無について

5. 自己申告情報の申告対象期間

原則、申告日の前年度の3月31日を起算日として3年前から申告日までを自己申告の対象期間とする。ただし、4. (2) については、申告対象期間にかかわらず申告を行う

ものとする。

附 則

この内規は、平成24年10月10日から施行する。

原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏名)

印

「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の③. ①から③のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の③. ①から③のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式1をご記入の上、提出ください。
- 4 任命後、様式1に記載された情報は公開の対象とします。電気事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。

(様式 1)

申告日：平成 年 月 日

電気事業者等に関する活動概要等

① 任命前直近3年間における電気事業者等の役員、従業者等の経歴の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	現在の状況	電気事業者等での地位
<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 現在従事 <input type="checkbox"/> 過去（3年度間）に従事 (年～ 年)	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 従業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 無			

② 任命前直近3年間における同一の電気事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有		平成 年度
<input type="checkbox"/> 無		

③-1 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する電気事業者等からの寄附の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		平成 年度			
<input type="checkbox"/> 無					

※申告者以外の研究室等所属者個人の研究充ての奨学寄付金は対象外です。

③-2 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する電気事業者等からの委託・請負事業、共同研究の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		平成 年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			
<input type="checkbox"/> 無						

※国の研究の一部として行われる研究事業は対象外です。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書
(個別事案に係るもの)

申告日：平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏名)

印

「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

- (A) 私の原子力分野における活動は、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の4.(1) 及び4.(2) のいずれにも該当しない活動であることを申告します。
- (B) 私の原子力分野における活動には、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の4.(1) 及び4.(2) に該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

(備考)

- 1 上記のいずれか該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式2に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式2をご記入の上、提出ください。
- 4 申告された情報によっては、会合に参加できない場合があります。
- 5 任命後、様式2に記載された情報は公開の対象とします。当該電気事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。

(様式2)

申告日：平成 年 月 日

電気事業者等に関する活動概要等（個別事案に係るもの）

（1）個別施設の安全性を新たに審査する場合

- ① 任命前直近3年間における当該電気事業者等の役員、従業者等の経歴の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	現在の状況	電気事業者等での地位
<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 現在従事 <input type="checkbox"/> 過去（3年度間）に従事 (年～ 年)	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 従業者 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 無			

- ② 任命前直近3年間における同一の当該電気事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	電気事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有		平成 年度
<input type="checkbox"/> 無		

（2）個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合

- ① 上記（1）に加え、過去の当該個別事案に係る審査への関与の有無について

該当の有無	関与の時期	関与の形態
<input type="checkbox"/> 有	年～ 年	
<input type="checkbox"/> 無		

（様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。）